

令和5年3月31日提出

半田市議会臨時会議案

報告第4号

専決処分の報告について（施設の管理瑕疵に起因する事故の和解及び損害賠償の額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月31日提出

半田市長 久世孝宏

専決処分書

令和4年12月27日半田市乙川末広町50番地半田市リサイクルセンター資源選別施設内で発生した車両損傷事故における和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月3日専決

半田市長 久世孝宏

和解及び損害賠償の額の決定について

1 和解の内容

本件車両損傷事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し車両修繕費の全額を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金54,329円

3 損害賠償の相手方

半田市在住 70歳代男性

報告第5号

専決処分の報告について（公用車両が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月31日提出

半田市長 久世孝宏

専決処分書

令和4年12月23日半田市有楽町三丁目177番地内で発生した、公用車の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月13日専決

半田市長 久世孝宏

和解及び損害賠償の額の決定について

1 和解の内容

本件車両損傷事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し、車両修繕費の5割を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金24,360円

3 損害賠償の相手方

半田市在住 60歳代男性

議案第 28 号

令和 5 年度半田市一般会計補正予算第 1 号

令和 5 年度半田市の一般会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 464,720 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,274,720 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 31 日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 5,992,952	千円 463,424	千円 6,456,376
	1 国庫負担金	4,498,016	219,063	4,717,079
	2 国庫補助金	1,469,436	244,361	1,713,797
16 県支出金		2,860,135	648	2,860,783
	2 県補助金	889,545	648	890,193
19 繰入金		605,730	648	606,378
	1 基金繰入金	575,584	648	576,232
歳入合計		44,810,000	464,720	45,274,720

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 4,529,357	千円 464,720	千円 4,994,077
	1 保健衛生費	2,072,349	464,720	2,537,069
歳 出	合 計	44,810,000	464,720	45,274,720

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 5 国庫支出金	5,992,952	463,424	6,456,376
1 6 県支出金	2,860,135	648	2,860,783
1 9 繰入金	605,730	648	606,378
歳 入 合 計	44,810,000	464,720	45,274,720

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 衛生費	4,529,357	464,720	4,994,077
歳 出 合 計	44,810,000	464,720	45,274,720

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
464,072	0	0	648
464,072	0	0	648

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 衛生費国庫負担金	千円 3,061	千円 219,063	千円 222,124
計	4,498,016	219,063	4,717,079

2 項 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	178,159	244,361	422,520
計	1,469,436	244,361	1,713,797

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

3 衛生費県補助金	11,465	648	12,113
計	889,545	648	890,193

1 9 款 繰入金

1 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	495,198	648	495,846
計	575,584	648	576,232

節		説 明	
区 分	金 額		
1 保健衛生費負 担金	219,063 千円	03 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	219,063 千円

1 保健衛生費補 助金	244,361	07 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	244,361

1 保健衛生費補 助金	648	25 若年がん患者在宅療養支援事業費補助金	648

1 財政調整基金 繰入金	648	01 財政調整基金繰入金	648

1 5 款 国庫支出金 1 6 款 県支出金 1 9 款 繰入金

3 歳 出

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 保健衛生総務費	756,584	1,296	757,880	県支出金 648			648
2 予防費	397,661	463,424	861,085	国庫支出金 463,424			
計	2,072,349	464,720	2,537,069	464,072	0	0	648

節		説明	明
区分	金額		
	千円		千円
18 負担金、補助及び交付金	1,296	13 若年がん患者在宅ターミナルケア支援事業費	1,296
		01 若年がん患者在宅ターミナルケア支援事業	1,296
		18 負担金、補助及び交付金	1,296
		若年がん患者在宅ターミナルケア支援事業費補助金	1,296
3 職員手当等	1,800	02 予防接種事業費	463,424
		80 新型コロナウイルスワクチン接種事業	463,424
7 報償費	8,193	03 職員手当等	1,800
		超過勤務手当	1,800
10 需用費	4,507	07 報償費	8,193
		委員謝金	33
11 役務費	28,556	ワクチン接種医師等謝金	8,160
12 委託料	419,818	10 需用費	4,507
		消耗品費	2,783
		光熱水費	1,713
		医薬材料費	11
13 使用料及び賃借料	550	11 役務費	28,556
		通信運搬費	10,258
		広告料	375
		予防接種事故賠償責任保険料	199
		ワクチン接種審査支払手数料	4,692
		電話対応等事務従事者派遣料	13,032
		12 委託料	419,818
		ごみ収集運搬委託料	15
		接種券作成委託料	20,790
		ワクチン接種予約受付等業務委託料	99,761
		医療廃棄物処理委託料	206
		接種会場運営委託料	19,102
		ワクチン等管理委託料	21,891
		ワクチン接種業務委託料	238,244
		ワクチン接種システム改修委託料	3,960
		多言語対応通訳委託料	660
		ワクチン接種データ連携委託料	12,100
		医療従事者管理業務委託料	3,089
		13 使用料及び賃借料	550
		複写機借上料	539
		救急用酸素ボンベ配備リース料	11

令和5年度半田市一般会計補正予算第1号 歳入参考資料

(款) 15 国庫支出金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分	金額			
1	国庫負担金				
	2	衛生費国庫負担金			
		1 保健衛生費負担金		新型コロナウイルスワクチン 接種対策費負担金 219,063×10/10	219,063
		219,063			
2	国庫補助金				
	3	衛生費国庫補助金			
		1 保健衛生費補助金		新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業費補助金 244,361×10/10	244,361
		244,361			

(款) 16 県支出金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分	金額			
2	県補助金				
	3	衛生費県補助金			
		1 保健衛生費補助金		若年がん患者在宅療養 支援事業費補助金 1,296×1/2	648
		648			

議案第二十九号

半田市市税条例等の一部改正について

半田市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年三月三十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市市税条例等の一部を改正する条例

(半田市市税条例の一部改正)

第一条 半田市市税条例(昭和五十二年半田市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二章及び第三章」を「第二章(第八条を除く。)」及び第三章(第十四条を除く。)」に改める。

第三十三条の九第二項中「又は」の下に「当該控除することができなかった金額のうち法第三百十四条の九第二項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第三十五条の三の二第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出することができる。

第三十七条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の一項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第四十条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十二条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の下に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第五項において同じ。)」を加え、同条第二項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第三項、第五項及び第六項中「によつて」を「により」に改める。

第四十四条中「又は」の下に「第五号の十五の二様式若しくは」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第四十五条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「通知によつて」を「通知により」に、「第十七条の二の規定によつて」を「第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第四十五条の二第一項中に「によつて徴収する」を「により徴収する」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の下に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第四十五条の五において同じ。)」を加え、同項第二号及び同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第四十五条の六第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「方法によつて」を「方法により」に、「第十七条の二の規定によつて」を「第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第四十六条第一項及び第五項中「第二十二号の四様式」の下に「又は第二十二号の四の二様式」を加える。

第四十八条第一項中「第二十二号の四様式」の下に「又は第二十二号の四の二様式」

を加え、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七十五条第一号二中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の下に「及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第九十条第一項及び第五項並びに第九十三条第一項中「第三十四号の二の五様式」の下に「又は第三十四号の二の五の二様式」を加える。

附則第八条第一項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

附則第十条中「第六十三号又は第六十四条」を「又は第六十三号」に、「第六十三号若しくは第六十四条」を「若しくは第六十三号」に改める。

附則第十条の二第三項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同条第四項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同条第五項中「附則第十五条第二十三項第一号」を「附則第十五条第二十二項第一号」に改め、同条第六項中「附則第十五条第二十三項第二号」を「附則第十五条第二十二項第二号」に改め、同条第七項中「附則第十五条第二十三項第三号」を「附則第十五条第二十二項第三号」に改め、同条第八項中「附則第十五条第二十四項第一号」を「附則第十五条第二十三項第一号」に改め、同条第九項中「附則第十五条第二十四項第二号」を「附則第十五条第二十三項第二号」に改め、同条第十項中「附則第十五条第二十六項第一号イ」を「附則第十五条第二十五項第一号イ」に改め、同条第十一項中「附則第十五条第二十六項第一号ロ」を「附則第十五条第二十五項第一号ロ」に改め、同条第十二項中「附則第十五条第二十六項第一号ハ」を「附則第十五条第二十五項第一号ハ」に改め、同条第十三項中「附則第十五条第二十六項第一号ニ」を「附則第十五条第二十五項第一号ニ」に改め、同条第十四項中「附則第十五条第二十六項第二号イ」を「附則第十五条第二十五項第二号イ」に改め、同条第十五項中「附則第十五条第二十六項第二号ロ」を「附則第十五条第二十五項第二号ロ」に改め、同条第十六項中「附則第十五条第二十六項第二号ハ」を「附則第十五条第二十五項第二号ハ」に改め、同条第十七項中「附則第十五条第二十六項第三号イ」を「附則第十五条第二十五項第三号イ」に改め、同条第十八項中「附則第十五条第二十六項第三号ロ」を「附則第十五条第二十五項第三号ロ」に改め、同条第十九項中「附則第十五条第二十六項第三号ハ」を「附則第十五条第二十五項第三号ハ」に改め、同条第二十項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同条第二十一項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第

三十二項」に改め、同条第二十二項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同条第二十三項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同条第二十四項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同条第二十五項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同条第二十七項を次のように改める。

27 法附則第十五条の九の三第一項に規定する市の条例で定める割合は三分の一とする。

附則第十条の三中第十一項を第十二項とし、同条第十項中「附則第七条第十三項」を「附則第七条第十七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 法附則第十五条の九の三第一項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十六項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

三 家屋の建築年月日及び登記年月日

四 当該工事が完了した年月日

五 当該工事が完了した日から三月を経過した後申告書を提出する場合には、三月以内に提出することができなかつた理由

附則第十五条の二を削る。

附則第十五条の二の二第四項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条を附則第十五条の二とする。

附則第十五条の六第三項を削る。

附則第十六条第一項中「第八項」を「第四項」に改め、同条第二項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「令和三年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「附則第三十条第七項」

を「附則第三十条第三項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第二号イ(2)中「三千九百円」とあるのは「二千円」と、同号イ(3)中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「附則第三十条第八項」を「附則第三十条第四項」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第二号イ(2)中「三千九百円」とあるのは「三千円」と、同号イ(3)中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第十六条の二第一項中「第八項」を「第四項」に改め、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

附則第十七条の二第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第二十五条中「。次条において「新型」コロナウイルス感染症特例法」という。を削る。

(半田市都市計画税条例の一部改正)

第二条 半田市都市計画税条例(昭和五十二年半田市条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項(見出しを含む。)中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改める。

附則第三項(見出しを含む。)中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改める。

附則第四項(見出しを含む。)中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三

十三項」に改める。

附則第五項（見出しを含む。）中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改める。

附則第六項（見出しを含む。）中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改める。

附則第十九項中「第十項、第十四項から第十八項まで、第二十項、第二十一項、第二十五項、第二十八項、第三十二項から第三十六項まで、第三十九項、第四十項若しくは第四十四項」を「第九項、第十三項から第十七項まで、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項若しくは第四十六項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第七十五条第一号二の改正規定及び附則第五条第一項の規定（この条例による改正後の半田市市税条例（以下「新条例」という。）附則第十六条の二第三項に係る部分を除く。） 令和五年七月一日

二 第一条中第三十三条の九第二項並びに第三十七条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに第四十条、第四十二条、第四十五条、第四十五条の二及び第四十五条の六の改正規定並びに附則第十五条の二の二の改正規定（同条第四項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める部分に限る。）及び附則第十六条の二第三項の改正規定並びに附則第三条第一項並びに第五条第一項（新条例附則第十六条の二第三項に係る部分に限る。）及び第三項の規定 令和六年一月一日

三 第一条中第三十五条の三の二の改正規定及び次条第二項の規定 令和七年一月一日
（市民税に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和五年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十五条の三の二第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき市税条例第三十五条の三の二第一項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第六十四条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第四条 新条例第七十五条第一号二及び附則第十六条の二第三項の規定は、令和六年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間に取得されたこの条例による改正前の市税条例附則第十五条の二及び第十五条の六第三項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第十五条の二第四項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能

能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十六条の規定は、令和五年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第五条 次項に定めがあるものを除き、この条例による改正後の半田市都市計画税条例の規定は、令和五年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における半田市都市計画税条例附則第十九項の規定の適用については、同項中「、第四十三項若しくは第四十六項」とあるのは、「若しくは第四十三項」とする。

議案第三十号

半田市国民健康保険税条例の一部改正について

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年三月三十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

半田市国民健康保険税条例（昭和三十五年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

第二十二条第一項中「二十万円」を「二十二万円」に改め、同項第二号中「二十八万円」を「二十九万円」に、同項第三号中「五十二万円」を「五十三万五千元」に改める。

第二十三条の二第二項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第十九条第三項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第二項中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に、「同項」を「同条第一項」に改める。

附則第三項、第四項、第六項から第九項まで、第十二項及び第十三項の規定中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の半田市国民健康保険税条例の規定は、令和五年度以後の年度分の保険税について適用し、令和四年度分までの保険税については、なお従前の例による。

議案第三十一号

半田市印鑑条例の一部改正について

半田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年三月三十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市印鑑条例の一部を改正する条例

半田市印鑑条例（平成元年半田市条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「多機能端末機」を「多機能端末機等」に、「民間事業者が設置する端末機で、利用者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項の個人番号カード」を「端末機で、利用者が規則で定めるもの」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第四十九条の規定の施行の日から施行する。

